

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点、意見の要点等

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点 (7月11日委員会資料)	意見の要点等 (7月23日委員会)	意見の要点等 (8月20日委員会)
	<p>(全体を通して)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記委員会資料のとおり検討を進めることで良い。理容師・美容師の協会から請願が提出された一方で、末端の理容業者の方などにこの情報が伝わっていなかったということがあったが、協会から出されているものでもあるので、この請願記載事項は理容業界としての考えと判断した。〔自〕 請願記載事項に賛成であるが1点検討したい事項(下記記載)がある。〔公〕 全体として委員会でまとめるのであれば良い。〔民〕 基本的には請願のとおり一部改正の方向で良い。〔共〕 請願のとおり一部改正の方向で良い。〔新〕 前向きに検討はしているが、改正するべきか結論はまだ出ていない。〔小田〕 	
<p>1 改正理由について (請願記載事項)</p> <p>すでに洗髪専用の設備設置を条例で定めている道県内の保健所設置市で、設備設置を条例で定めていない市があるのは神奈川県のみで、唯一基準が統一されていない県となっている。県内にあってもすでに横浜市が同様の条例改正を行っており、県内の業者に混乱を生じさせないためにも条例改正による基準の統一は必要である。</p> <p>また、理容所及び美容所において、洗髪専用の設備を設置することは、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生意識の向上につながり、衛生基準のより一層の向上を図ることができる。</p>	<p>(1) 請願には「統一が必要である」と書かれているが、地方分権の権限移譲によって行政分野によっては川崎市独自の基準を設けるようになっている中で、この文言は書かない方が良い。〔小田〕</p>	<p>(1) 統一基準という部分に関しては、地方分権もあるので記載は必要ないのではないか。また、条例改正の目的として、普段の衛生管理の向上と頭髪にかかった薬剤を洗い流す必要があるといったことも明記しておくべきであり、さらに、条例改正の目的をできる限りたくさん書く必要があることから、議論の中で出てきた内容を盛り込む必要があるのではないか。〔小田〕</p> <p>⇒ 正副委員長案として改正理由の中に組み込んでいくことで検討を進めるとともに、それぞれ持ち帰り、次回以降協議する。</p>
<p>2 規定内容について (請願記載事項)</p> <p>理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を加える。</p>	<p>(2) 安全上や衛生上の問題があるということで、新しく設置される理(美)容所については一律に洗髪設備の設置を義務付けることは、条例改正前までに設置された理容所・美容所については経過措置で規制がかからないということとの関係でいかなものかと思う。例えば、横浜市の規定にあるように、新規の施設であっても「市長が衛生上支障がないと認める場合はこの限りでない」といったような例外を認める表現を検討してはどうか。〔公〕</p> <p>(3) エステやネイルアートは美容師法の対象になるのか。髪に触れない理(美)容行為との関係について整理しておく必要がある。〔自〕</p> <p>(4) 「利用者の選択の幅を広げる」、「営業者の衛生意識の向上につながる」、「衛生基準のより一層の向上を図る」が規制する目的(立法目的)となっているが、これらの目的に対して、一律に洗髪設備の設置を義務付けるといった規制内容は厳し過ぎるように感じる。例外規定についても検討した方が良い。また、衛生管理の分野では施設の基準だけがあって運用の基準がないということはないと聞いて</p>	<p>(2)・(3) 現在の条例にも適用除外として、市長が認めた場合は云々という規定があるが、大災害や緊急のときに適用除外にするといった解釈であるとのことであったので、これらと同じように、まつげエクステなどの洗髪専用の設備が必要なさそうな行為について、適用除外の対象になるような文章を入れるべきではないか。〔公〕</p> <p>⇒ 正副委員長案を作成して、次回以降協議する。なお、まつげエクステなど首から上の行為については美容師法の対象となるが、ネイルアートは対象とはならない。</p> <p>(4)-1 条例改正の内容が「規制」であるため、作り方によっては、憲法における営業の自由を侵害することも、あくまで可能性としてはあり得ることから、規制する目的に対して講じようとする手段の合理性について、議論を深めたい。</p> <p>規制する目的が、頭にかかった薬剤を洗い流すということであれば、薬剤は顔にかかることもあり、「洗髪専用」との表現だと、自動で洗髪のみを行う機械も思い起こされ、顔にかかった薬剤はどうするのか、頭だけでは足りないのではないかと、請願者が言及している衛生管理の向上になるのか、という議論</p>

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点 (7月11日委員会資料)	意見の要点等 (7月23日委員会)	意見の要点等 (8月20日委員会)
	<p>おり、運用の基準をどうするかを検討も必要である。〔小田〕</p>	<p>もある。このような目的に対してどのような手段が合理的かといった視点からすると、「洗髪及び洗顔を行うことのできる流水式設備」といった表現の自治体もあり、できれば「専用」といった文言はない方がよい。〔小田〕</p> <p>(4)-2 洗髪設備ではなく洗い場についてのみ設置が義務付けられている現行制度の下で、緊急対応として、その洗い場で頭髪を洗うということをもってして、衛生の保持に資するとは考えられない。すぐ頭髪を洗い流せるようなきちんとした設備を位置付けるということは、事業主だけでなく利用者の立場での衛生環境の保持からも必要なことであり、それを明確にして、しっかりと利用者の衛生上の利便を図るということは、営業権の侵害に至らないのではないかと。</p> <p>また、顔にかかった薬剤等への対応について、「洗髪専用」という表現で認められるか否かは解釈の問題ではないか。表現を変更すると請願の願意が含まれなくなることも考えられる。〔自〕</p> <p>(4)-3 「洗髪専用」の表現が問題になるのであれば、「洗髪可能な」など、解釈が広くとれるような表現ではどうか。〔副委員長〕</p> <p>(4)-4 洗髪ができるスペースのあるものは、当然洗顔もできるスペースになると考えられるから、改めて「洗顔」という言葉は必要ないのではないかと。〔公〕</p> <p>(4)-5 「専用」であるということに請願の趣旨があると思う。表現が違ってくると県の条例と意味合いが違ってくるので、議論が必要ではないかと。規制を加えるということには敏感になるが、利用者の選択もあり、設置基準をつくることには賛成である。〔共〕</p> <p>(4)-6 法律に明確な規定がないところでの補完機能という意味でも条例は重要であるが、そうした条例については、東京都のディーゼル規制なども営業権の侵害での訴訟リスクは考えられる。今回の話は、利用者の立場で決して後退する話ではなく、また、議員は、あくまで利用者、市民の立場に立つべきであるので、洗髪設備を設置することについては、市民の代表として自身を持って規定して良いのではないかと。〔新〕</p> <p>(4)-7 今回の話は、洗髪自体の義務化ではなく、あくまで洗髪設備を義務化しようという話である。事業者に対しては非常に厳しいものではあるものの、利用者の立場に立って、川崎市として衛生上一歩踏み込んで、既存の施設はそのままとしても、新しい施設に対しては義務化する、といった考え方で良いのではないかと。〔民〕</p> <p>⇒ 請願における「専用」の表現の意図について、請願者に確認した上で再度議論する。また、洗髪設備の設置基準を明確化させる方向で今後の議論を進める。</p> <p>◎「専用」の表現の意図について、請願者から確認したことの要点</p> <p>ア 汚れた器具等を洗浄し、又は消毒液を流した洗い場で、洗髪することは、もし洗い場に薬液が残っていて洗髪の際に飛び散る事態を想定すると、絶対許されない行為であることから、きちんと専用の洗髪設備として設ける必要がある。保健所からも、洗い場と洗髪設備は別々にするよう指導されている。</p> <p>イ 顧客から手を洗いたいと言われても洗髪設備を使わせることはあり得ず、業界から見て、「洗髪専用」といった表現で衛生上何ら問題ないと考えている。</p> <p>ウ 厳しいという意見があるかもしれないが、単に「洗髪設備」だけではなく、「専用」や「専ら」といった文言を加えることで、他の用途に用いないことを示し、衛生面に関しては厳しく対応すべきである。</p> <p>エ 県内の自治体の中で規制内容が違うことに加え、どのようにでも解釈できるような内容になっていると、解釈を巡って色々な意見が出る上、衛生関係の講習や指導を行う場合にも混乱するので、神奈川県や県下の各市には、「洗髪専用」ということを要望しており、それを受けて各自治体で条例化され、又は検討が進められている。</p> <p>オ 横須賀市での条例改正の検討の際に行われた理容者・美容者へのアンケート調査では、外見上洗髪</p>

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点 (7月11日委員会資料)	意見の要点等 (7月23日委員会)	意見の要点等 (8月20日委員会)
		<p>が必要な顧客がいたことを多くの理容所・美容所で経験していることが分かった。なお、横須賀市では、衛生水準の維持のためには、感染症等の予防対策だけでなく、清潔保持も大変重要であることが、洗髪設備の設置を義務化する理由とされている。</p> <p>カ 周りの顧客の衛生の確保はもちろん、従業員の健康も大事であるので、外見上洗髪が必要な顧客に対しては、カットの前に洗髪を行い、ある程度汚れを落として、カット後にもう一度洗髪している。</p> <p>キ 美容所については、「洗顔」を洗髪台で行うことは、やったことも、全国的に見たことも聞いたこともない。洗い場で行うこともない。理容師法・美容師法で行為が決まっているが、洗顔は対象となる行為ではなく、県外の自治体で「洗顔」の表現を用いて規制している意図や理由が分からない。</p> <p>ク 県外の自治体において規定の仕方は色々あるかと思うが、神奈川県下では、顧客には衛生的にきちんと対応しなくてはいけないということで業務を行っており、一番厳しいくらいの規定を作ってくれた方が、自分たち理容師・美容師組合が指導するときも注意喚起をしかり行うことができる。</p> <p>ケ 衛生面に関しては保健所から定期的に厳しい検査を受けている上に、理容師・美容師組合も指導しており、衛生講習も100%参加して受けていると聞いている。そのような中、規制の表現を緩やかにすることにより、その程度の姿勢で良いのかと衛生面の軽視化につながるものが危惧される。</p> <p>コ 今回の話については、衛生に関してどうしてこんなに温度差があるのか、自分たちは免許を受けて厳しく指導されているのに、何故「専用」だと厳しすぎるなどの色々な話になってしまうのか戸惑っている。</p>
<p>3 経過措置について (横浜市の事案) 改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後の届出に係る理容所及び美容所について適用し、施行日前の届出に係る理容所及び美容所並びに条例施行の際現に存する理容所及び美容所については、なお従前の例による。 (神奈川県的事案) 条例の施行の日前に届出をした者が当該届出に係る理容所及び美容所について法の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、改正後の条例の規定にかかわらず、施行日から当該理容所及び美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>(5) 新たに開設される施設には公衆衛生上の問題から洗髪設備の設置義務を義務付ける一方で、条例改正前までに設置された施設についてはどう取り扱うべきかについては会派内でも議論があったが、全体として委員会でもまとまるのであれば良い。〔民〕</p> <p>(6) 「大規模な増築、改築や修繕」を対象にしている神奈川県が横浜市よりも厳しいように感じられるが、神奈川県に準じた文言で作成するとした場合、「大規模」の範囲はどこまでのことを指すのか明確にしておくべき。〔共〕</p> <p>(7) 上記の「大規模な修繕」等については、建築基準法との関係も整理しておくべき。〔自〕</p> <p>(8) 既存施設については、もし義務化するということであれば一定の説明責任が必要であり、今後議論していきたい。〔新〕</p>	<p>(5)・(6)・(7)・(8)</p> <p>⇒ 経過措置を設ける形で正副委員長案を作成し、次回以降協議する。なお、経過措置の対象については、神奈川県及び横浜市並びに本市の制定時の規定も含め、表現は異なるものの考え方は同じであり、「大規模」の取扱いについては、原則として、建築延べ面積の50%にわたる増改築等は、新規に施設を設置する場合と同様に、届出を行うとともに営業を始める前に行政機関による施設の確認を受けることとなっている。延べ面積の考え方については、建築基準法を参考にしている。</p>

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部改正 について

1 改正の目的

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例では、理容師法及び美容師法に基づき、理容所（美容所）の衛生上必要な措置等について必要な事項を定めている。

現在、健康福祉委員会では、衛生上必要な措置として、洗髪のに供する設備の設置を義務付けるかどうかについて、検討を行っている。

理容師法及び美容師法にあっては、「理容師（美容師）の資格を定めるとともに、理容（美容）の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資すること」を目的としている。

理容業及び美容業は、市民生活に密着した業種であり、ひとたび衛生状態が悪化すれば、市民生活にとって非常に悪影響を及ぼすことから、衛生面において特段の注意を必要とする業種でもある。

よって、理容師及び美容師は、より一層の公衆衛生の向上という観点から、頭髪状況によっては洗髪を勧めるなどの衛生の確保への配慮のほか、整髪料が頭髪に合わない場合にすぐに洗い流すなどの不測の事態への対応等が求められ、また、これらの対応に当たっては、利用者の衛生・安全の確保の観点から器具等を洗浄する洗い場とは別に、安全に作業する場を確保する必要がある。

以上のことから、健康福祉委員会としては、理容師及び美容師がその衛生知識を生かし、公衆衛生の確保を十分果たせるようにするためには、洗髪行為を義務付けないまでも、専ら洗髪のに供する設備の設置が必要であり、このことについて規定を設けることは、理容師法及び美容師法の目的である公衆衛生の向上に資することから、条例を改正する必要があると判断した。

2 改正の骨子

川崎市理容師法施行条例第3条及び川崎市美容師法施行条例第3条に定める衛生上必要な措置として、専ら洗髪のに供する設備を設けることを規定する。

ただし、頭髪に係る施術を行わない顔そり、まつ毛施術、化粧の専門店等、衛生上支障がないものとして市長が別に定める理容所及び美容所については、適用除外とする。

また、条例施行の際に確認を受けている又は届出がされている理容所及び美容所については、大規模な増築、改築又は修繕等を行うまでの間は改正規定を適用しない。

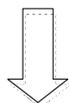
施行については、周知期間が必要であることから、施行日までは、適当な期間を設けることとする。

3 参 考

(1) 理容師法施行条例改正案

(理容所の衛生上必要な措置)

【変更前】第3条第4号



洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであつて、汚水を適切に排出することができるものであること。

【変更後】第3条第4号

理容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める理容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

第3条第5号

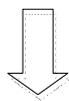
洗い場（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであつて、汚水を適切に排出することができるものであること。

第3条第6号以下は、条文が追加になったことにより、1号ずつ繰下げ

(2) 美容師法施行条例改正案

(美容所の衛生上必要な措置)

【変更前】第3条第4号



洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであつて、汚水を適切に排出することができるものであること。

【変更後】第3条第4号

美容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める美容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

第3条第5号

洗い場（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであつて、汚水を適切に排出することができるものであること。

第3条第6号以下は、条文が追加になったことにより、1号ずつ繰下げ

(3) 経過措置案

この条例の施行の際現に構造設備の確認を受けている理容所若しくは美容所又は現に届出がされている理容所若しくは美容所が改正後の条例の規定に適合しないときは、当該理容所又は美容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所又は美容所の構造設備が変更される日までの間、改正後の規定は、適用しない。